

○山形県警察シンボルマーク等に関する訓

令 (平成5年3月11日
本部訓令第2号)

改正 平成5年3月19日 本部訓令第5号 平成6年3月10日 本部訓令第3号
平成13年3月23日 本部訓令第11号

(目的)

第1条 この訓令は、山形県警察シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）及び山形県警察シンボลมスコット（以下「シンボลมスコット」という。）の制定及び活用に関し必要な事項を定め、もって県民からより親しまれ、信頼される県警察の確立に資することを目的とする。

(シンボルマーク)

第2条 シンボルマークは、別図第1のとおりとする。

(シンボลมスコット)

第3条 シンボลมスコットは別図第2のとおりとする。

(愛称)

第4条 シンボลมスコットの愛称は「カモンくん」とする。

(活用)

第5条 シンボルマーク及びシンボลมスコット（以下「シンボルマーク等」という。）は、広く県民に親しんでもらうため、有効かつ適切に活用しなければならない。

(規格)

第6条 シンボルマークを活用する際の規格は、別表のとおりとする。

(商標権)

第7条 シンボルマーク等は、財団法人山形県警察職員互助会が商標登録をするものとする。

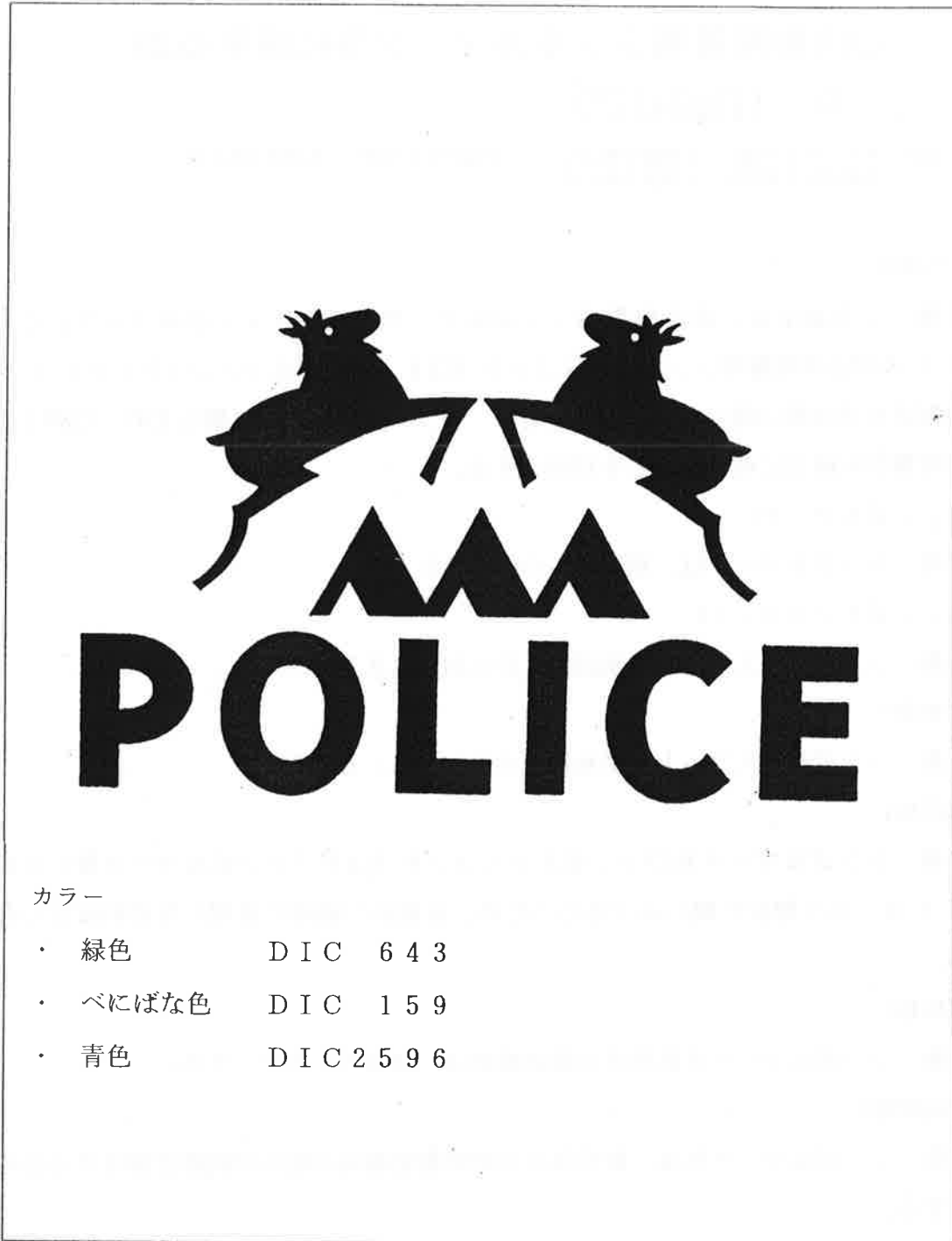
(総合管理)

第8条 シンボルマーク等の活用に関する総合管理は、警務部広報相談課において行うものとする。

附 則

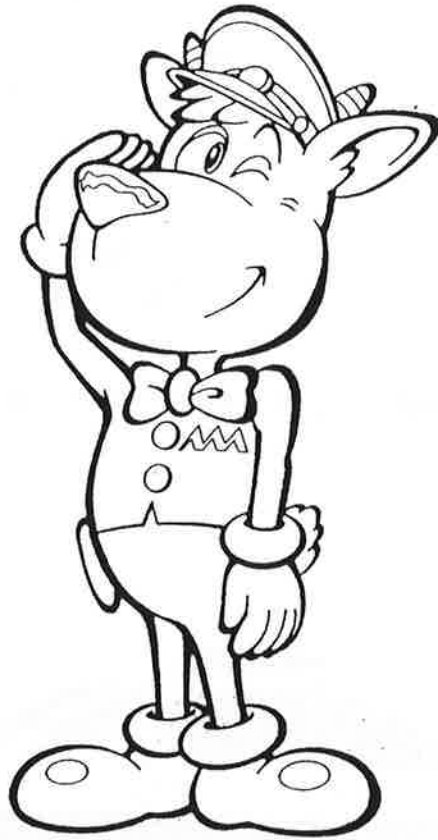
この訓令は、平成5年3月15日から施行する。

別図第1



(注) シンボルマークを活用する際は、原則として指定色又は黒一色とすること。

別図第2



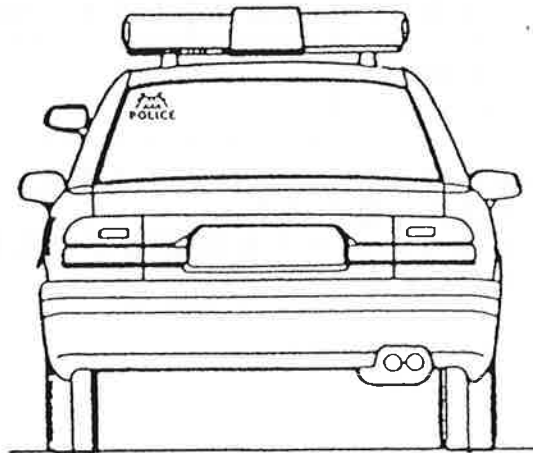
緑色	D I C 6 4 3	黄色	D I C 8 7
青色	D I C 2 9 4	黒色	D I C 5 8 2
紅花色	D I C 1 5 9	薄黒色	D I C 5 8 2 7:80%
肌色	D I C C 3 1 4		

- (注) 1 シンボルマスコットを活用する際は、原則として指定色又はモノクロー色とする。
 2 シンボルマスコットを印刷物等で活用する際は、必ず愛称を入れること。

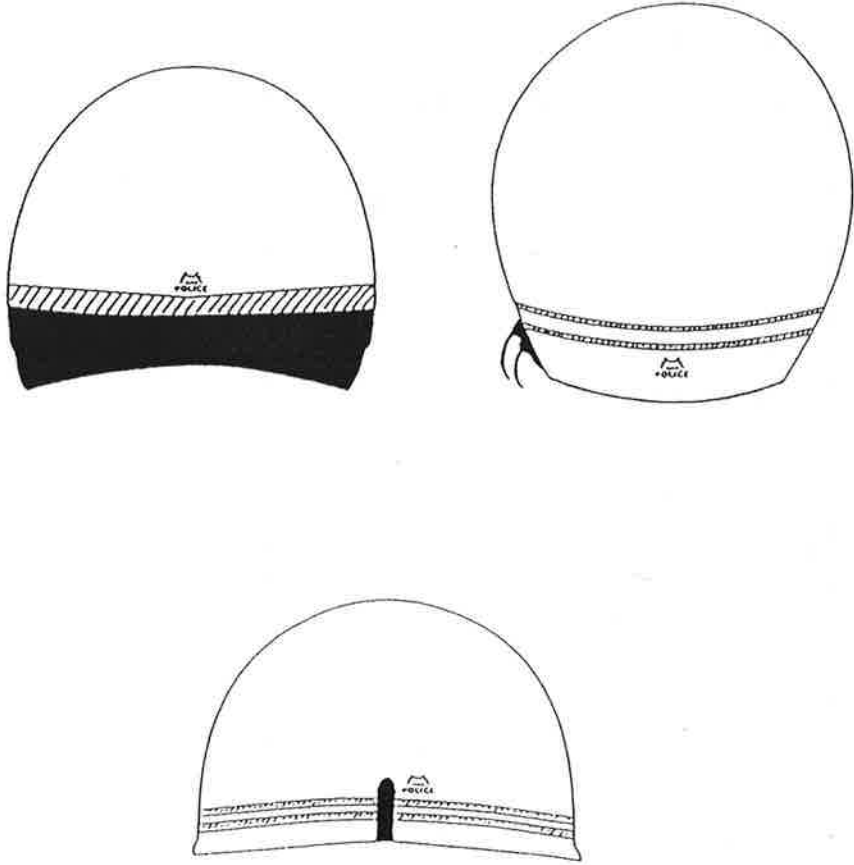
別表

その1 (パトカー)

規 格	1 パトカー及び箱型の白黒車両の両側面 POLICEの文字の左右幅を150mm とする。 2 パトカー及び箱型の白黒車両の後部窓 POLICEの文字の左右幅を100mm とする。
貼付場所	1 パトカーフェンダー及び後部ガラスの場合は、下図の とおりとし、フェンダーの場合、端から図柄まで30mm離 す。 2 箱型車両の場合は、前部ドア中心部とする。

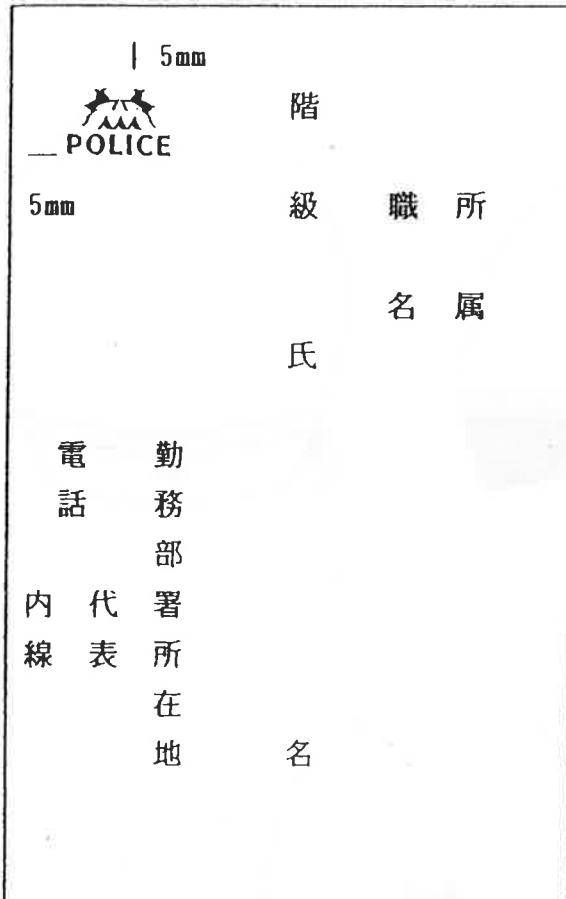


その2 (白ヘルメット)

規 格	POLICEの文字の左右幅を50mmとする。
貼付場所	<p>服制及び服装に関する訓令14条に規定するヘルメットの場合は、真後ろ部分、同訓令17条に規定するヘルメットの場合は、後部眼鏡止めの右側部分とし、いずれも反射テープの直近で下図の場所とする。</p>
	

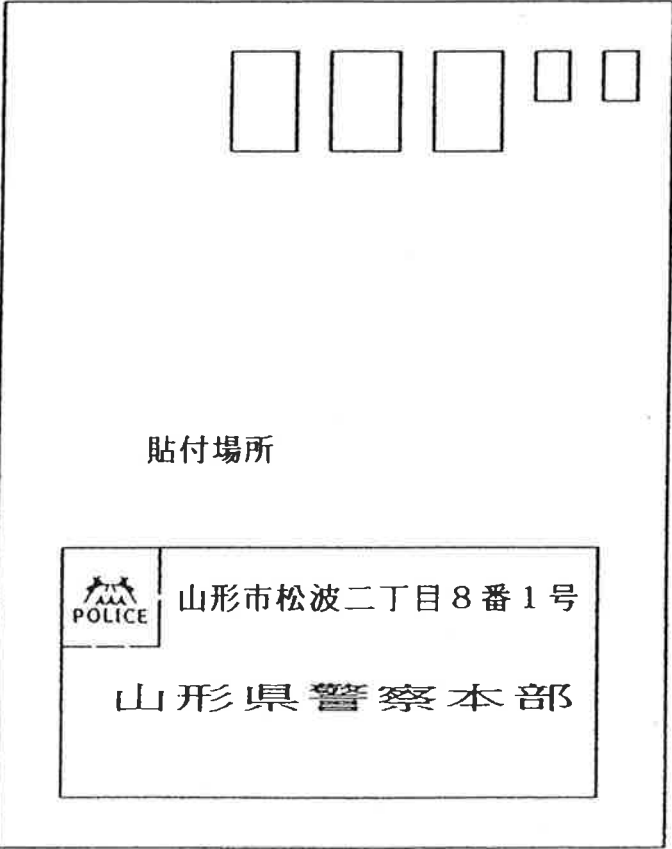

その3 (名刺)

規 格	POLICEの文字の左右幅を13mmとする。ただし、この通達施行後、新たに名刺を作成する場合は、当該場所に指定色で印刷表示するものとする。
貼付場所	下図のとおりとし、名刺左端及び上端から図柄までそれぞれ5mm 離す。



注：職員の名刺についても同様とする。

その4 (封筒)

<p>規 格</p>	<p>1 長2及び長4封筒 POLICEの文字の左右幅を13mmとする。ただし、この通達施行後、新たに封筒を作成する場合は、当該場所に指定色で印刷表示するものとする。(以下、函面袋についても同様とする。)</p> <p>2 函面袋 POLICEの文字の左右幅を26mmとする。</p>
<p>貼付場所</p>	<p>下図のとおり、枠内の左上部とする。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 20px; text-align: center;">  <p>貼付場所</p> <p>  山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部 </p> </div> <p>注：警察署で使用する署名入り封筒等の場合も同様とする。</p>	

備考 別表に掲げるもの以外の各種事務用品、警察装備品等に活用する場合は、体裁を吟味して表示すること。

